

【資料2】

持ち帰りモデル事業普及啓発業務委託仕様書

I 目的

県の調査及び推計では、事業系食品ロス発生量の約4割を外食産業が占めている中、飲食店での食べ残しの持ち帰りの実施率は、約1割と低い状況にある。

県が令和4年3月に策定した「秋田県食品ロス削減推進計画」の推進施策では、「食品関連事業者等の取組に対する支援」として、消費者が食べ残しの持ち帰りができる環境を整えていくこととしている。

飲食店等（以下「協力店」という。）の協力を得ながら、飲食店での持ち帰りモデル事業や県民向けの啓発動画の配信、新聞広告等を通じて、食品ロスの削減に向けた県民の意識醸成とその定着を図る。

II 委託期間

契約締結日から令和7年2月21日(金)まで

III 委託業務内容

この委託業務は、県が目的を達成するために行うものであり、その詳細は次のとおり。委託業務には、協力店の協力が必須であるため、受託者は、県内の飲食店等に対し、協力店への参加を呼びかけること。

1 持ち帰り容器及び普及啓発資材の制作・配布等

デザインには必要に応じて、県のキャラクターである「んだッチ」を使用すること。いずれの成果物についても、完成までの過程において、十分な校正確認を受けること。

(1) 持ち帰り容器の制作等

協力店で食べきれなかった食品の持ち帰りに使用する容器を発注又は制作すること。
容器の規格は次のとおり。

形 状：組み立て式ではなく、成型品の容器とする。

蓋は容器一体とし、容器内部の仕切りの有無は問わない。

素 材：プラスチック以外とし、環境に配慮されたものを使用すること。

サイズ：合計容量 630ml 以上

個 数：15,000 個

(2) 持ち帰り容器貼付シールの制作

(1)の容器の蓋に貼り付けする、食品ロス削減についてお客さんに呼びかけるシールを制作すること。シールの規格は次のとおり。

サイズ：(1)の蓋に貼り付けられる大きさとする。

枚 数：15,000 枚

デザイン：令和5年度県制作の持ち帰り容器デザインを参考にすること。

備 考：容器使用中に剥がれない性状とすること。

(3) 持ち帰り用紙袋の制作

(1)の容器を入れられ、自宅に持ち帰るための紙袋（持ち手あり）を発注又は制作すること。紙袋には、食品衛生面のリスクについて呼びかける表示をすること。紙袋の規格は次のとおり。

サイズ：(1)の容器が入り、容器の位置が上下逆さまにならないものとする。

部 数：15,000 部

デザイン：令和5年度県制作の持ち帰り普及啓発チラシを参考にすること。

備考：食品衛生面のリスクについて呼びかける表示の方法は問わない。

(4) 箸袋（割り箸込み）の制作

食品ロス削減を呼び掛ける箸袋を制作すること。箸袋の規格は次のとおり。

サイズ：5型ハカマ

刷り色：4色

用紙：和紙

部数：10,000部

備考：割り箸の封入まで行うこと。

(5) 店内掲示用ポスターの制作

協力店で掲示する、持ち帰りに係る普及啓発ポスターを制作すること。ポスターの規格は、次のとおり。

サイズ：A2

刷り色：4色

用紙：再生コート紙 135kg

枚数：100枚

(6) 店内掲示用三角ポップの制作

協力店で掲示する、持ち帰りなどの飲食店等での取組に係る普及啓発用の三角ポップを制作すること。三角ポップの規格は、次のとおり。

サイズ：組み立て時 210mm×90mm

刷り色：4色

用紙：コート紙 225kg

仕上げ：バラ（差し込み式とし、開いた状態で納品すること）

部数：1,500部

(7) 仕分け・発送業務

(1) から (6) の普及啓発資材について、県が指定する県内 100 か所へ仕分けし発送すること。封入する資材の数量については県が指定する。

2 展示用ポスターの制作

1 (1) から (6) を参考にして、持ち帰りに係る啓発ポスターを 1 種類制作すること。ポスターの規格は、次のとおり。

サイズ：B1

刷り色：4色

用紙：プルーフ紙

部数：1部

納品希望時期：9月中旬

3 啓発動画の制作

県内で活躍している又は県に縁のある、県民に親しみのある人物をインフルエンサーとして起用し、食品ロス削減（特に、食べ切れなかった食品の持ち帰り）への理解を深める啓発動画を制作すること。

(1) 内容

外食での食品ロス削減の取組、特に「特に食べ切れなかった食品の持ち帰り」をテーマとした啓発動画とし、県民が興味関心を持ち、食品ロス削減の意識を高められるような動画を制作すること。

(2) 時間

3分程度の動画とすること。

- (3) 校正
動画完成までの過程において、十分な校正確認を受けること。
- (4) 配信媒体
YouTube
- (5) 納品時期
9月中旬頃
- (6) 納品データ形式
mp4
- (7) 動画の使用方法
YouTubeにて配信するほか、イベント等における放映やマスコミへの提供等に使用する。
- (8) 権利関係の調整
受託者は動画の制作に関し、協力者等への周知とともに、肖像権、使用する音楽などの著作権等の調整を行い、必要に応じて撮影に係る費用（使用料、出演料、謝礼金等）を負担すること。

4 インフルエンサーによる周知

「3 啓発動画の制作」で起用したインフルエンサーの発信力を活用し、制作した動画を含めた食品ロス削減について、県民に対して SNS で発信すること。

- (1) 発信媒体
発信媒体は複数の SNS とし、種類は問わない。
- (2) 投稿数・発信時期
「3 啓発動画の制作」で制作した動画等を含めた食品ロス削減（特に、食べきれなかった食品の持ち帰り）について、効果的に PR できる回数を 3 回以上として設定し、効果的に PR できる時期を提案すること。
- (3) 発信の報告
インフルエンサーが情報を発信した際には、速やかに URL 等を報告すること。
- (4) 効果測定
発信から一定期間後、エンゲージメント率等を集計し、結果を報告すること。

5 動画広告の掲載

「3 啓発動画の制作」で制作した動画を県民に対して周知するため、YouTube の広告展開をすること。

- (1) フォーマット
インストリーム広告等、動画への誘導に適切なフォーマットを提案すること。
- (2) 対象者（ターゲット）
県内在住の 10 代から 60 代までの若・中年層を基本とし、特に若年層の興味・関心を惹きつけるための構成・演出を工夫すること。
- (3) 広告視聴回数
広告視聴回数が 30,000 回を超えるような提案をすること。
- (4) 広告表示回数
広告視聴回数が 30,000 回を超えるような表示回数を設定し、提案すること。
- (5) 広告表示時期
広告視聴回数が 30,000 回を超えるような、動画を広く周知できる効果的な時期を設定し、提案すること。
- (6) 広告の誘導先

県の公式ウェブサイト等、県が指定するコンテンツに誘導すること。

(7) その他

必要に応じ、広告の表示回数、視聴回数、クリック数等の結果に応じた改善策を提案すること。

6 新聞広告制作及び掲載

「持ち帰り」の普及啓発に係る広告を制作し、新聞に掲載すること。

(1) 掲載紙

秋田魁新報、北羽新報、北鹿新報

(2) 掲載時期

事業を広く周知できる時期を提案すること。

(3) 掲載面

事業を広く周知できる掲載面を提案すること。

(4) 広告の規格等

段数：全5段 規格：モノクロ

(5) 校正

広告完成までの過程において、十分な校正確認を受けること。

(6) 納品データ形式

PDF、JPEG

7 独自提案

事業効果を高める独自の提案を盛り込むこと。

IV 報告書及び成果物の提出

業務実施に係る報告書を電子媒体で1部提出すること。

また、本業務で制作された成果物について、制作完了時に現物及び電子媒体を各1部提出すること。

V 契約に関する条件等

1 再委託等について

(1) 受託者は、本業務の全てを第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(2) 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託することができるが、その場合は再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容及び工程表等を事前に書面にて提出して県の承認を得ること。

(3) 受託者は、(2)により再委託する場合には、秋田県内に主たる営業所を有するものの中から再委託先の相手方を選定するよう努めること。

2 業務の履行に関する措置

(1) 県は、本業務（再委託した場合を含む。）の履行について、著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面を求め、必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。

(2) 受託者は、(1)の要求があったときは、当該要求に係る措置事項について決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に県に書面で提出すること。

3 権利の帰属等

(1) 著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、県に帰属する。

(2) 県は、本業務により制作された成果物及び資料の利用を可能とする。

(3) 県は、受託者の承諾なしに成果物を加工・編集し、新たなデータを制作することができる

ものとする。ただし、インフルエンサーの出演する啓発動画を除く。
(4) 受託者は、県の承諾なしに本業務により制作された成果物及び資料を他に流用することができないものとする。

4 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいについて善良な管理者の注意をもってその情報を管理・保持するものとする。また、契約終了後も同様とする。

5 関係法令の遵守

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合を含め、関係法令等を遵守すること。

VI その他

- 1 本業務が完了するまでの間、その進捗状況の報告、問題点の協議・解決、本業務の履行のために必要な事項などは、必要の都度、県と受託者が協議することとする。
- 2 本業務に起因する事故（一般市民等とのトラブル等を含む。）が生じた際は、業務の責任者を中心にその対応に当たるとともに、速やかにその概要を県に報告することとする。
- 3 本業務の履行のため、県が所持している資料等は必要に応じて提供する。ただし、本業務以外の目的に使用し、又は第三者に提供することができないものとする。
- 4 県は、受託者の委託業務の実施状況において、上記報告事項のほか、必要な報告を求め、委託業務の実施に関して調査を行い、必要な指示を与えることができることとする。

VII 業務委託の進行等

企画提案の際に、今後の業務スケジュール案を作成すること。業務スケジュール案を基に、県と十分に調整した上で業務を実施すること。

なお、作成に当たっては、次の実施予定時期を目安とすること。

業務内容	実施時期（予定）
協力店参加の呼びかけ（事業完了まで）	7～1月
動画制作・普及啓発資材等の準備	7～9月
持ち帰り容器・普及啓発資材等発送	9月下旬
持ち帰りモデル事業実施	10月～1月